（仮称）次期環境事業センター
整備・運営事業

公募説明書（第一次審査用）

平成21年4月

平　塚　市

（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業　公募説明書（第一次審査用）

ー　目　次　ー

平塚市（以下「市」という。）は、平成 21 年 2 月 27 日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に基づき、（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本公募説明書（第一次審査用）は、本市が本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり配布するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書（第一次審査用）を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、契約書案）によるものとする。

本事業に応募する者は、募集要項に記載された本事業の目的や民間事業者の役割等を十分理解した上で、募集要項に基づき応募書類等の作成等を行うものとする。

1　公告日

平成 21 年 4 月 10 日

2　発注者

平塚市長　大藏　律子

3　担当部局

本事業において公募等の事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

平塚市環境部資源循環課施設整備担当
住　所　：〒254-8686　神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号
TEL:0463-21-9763　FAX:0463-21-9603
E-mail　：shigen-j@city.hiratsuka.kanagawa.jp
HP　：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/shigen-j/jikijigyoucenter.htm

また、市は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社日本総合研究所
西村あさひ法律事務所

4　事業概要

(1)　事業内容

ア　事業名称

（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業

イ　対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

ウ　公共施設等の管理者等

平塚市長　大藏　律子

エ　事業予定地

神奈川県平塚市大神 3342 番地他（事業予定地位置図を添付資料 1 に示す。）

オ　事業の目的

本事業は、平塚市と大磯町（以下、「1 市 1 町」という。）のごみ処理広域化の実現

のため、「平塚・大磯ブロックごみ処理広域化実施計画」及び「平塚・大磯地域循環型社会形成推進地域計画」に位置付けられたものであり、１市１町から発生する可燃ごみ等の焼却施設を整備・運営するものである。

平塚市では、現環境事業センターの老朽化に伴い、新たな一般廃棄物処理施設として、(仮称）次期環境事業センター（以下「本件施設」という。）の建設を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。したがって本事業をＤＢＯ方式として実施することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な更新と、長期間にわたる良好な運営・維持管理を行うこととし、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

カ　事業内容

(ｱ)　本件施設の整備・運営を行う。

(ｲ)　焼却残渣（飛灰・焼却灰又はスラグ）全量の資源化を行う。

(ｳ)　本件施設には、エネルギー回収を行う発電施設を設ける。

(ｴ)　し尿処理施設及び厨芥類資源化施設からの汚泥等と発生残渣の焼却処理を行う。

キ　事業手法

本事業はＤＢＯ方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施するものとし、市は、本件施設の設計・施工及び運営・維持管理・補修等に係る資金を調達し、本件施設を所有する。

なお、本事業の整備については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として考えている。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し、本件施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を設立し、20 年間にわたって、本件施設の運営・維持管理・補修等に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。

なお、市は、本件施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30 年間の使用を前提として設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

ク　契約の形態

市と民間事業者は、添付資料３に示す形態の契約を締結する。

まず、市は、民間事業者との間において、本件施設の設計・施工業務を請け負わせ、運営業務を委託する旨を一括で定めた基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、市は基本契約に基づき、民間事業者のうち本件施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。さらに、市は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

また、焼却残渣の有効利用を外部に委託する場合には、焼却残渣を有効利用先まで輸送する企業と輸送業務委託契約を、焼却残渣を有効利用する企業とセメント原料化処理業務委託契約をそれぞれ締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、輸送業務委託契約、セメント原料化処理業務委託契約の 5 つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）

ケ　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ｱ)　本件施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成25年3月末まで

(ｲ)　本件施設の運営期間：平成25年4月から平成45年3月までの20年間

コ　関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

サ　事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ｱ)	募集要項の公表	平成21年4月10日
(ｲ)	応募書類提出	同年9月
(ｳ)	優先交渉権者の決定	同年11月
(ｴ)	基本契約の締結	(ｳ)の決定後速やかに
(ｵ)	特別目的会社の設立	(ｳ)の決定後速やかに
(ｶ)	契約内容の協議	平成21年11月～平成22年 1月
(ｷ)	仮契約の締結	平成22年1月
(ｸ)	特定事業契約の締結	平成22年3月
(ｹ)	設計・施工着手	同年4月
(ｺ)	本件施設の完工及び引渡し	平成25年3月末
(ｻ)	供用開始	同年4月1日
(ｼ)	契約終了	平成45年3月末日

(2)　公共施設等の立地並びに規模等に関する事項

ア　施設の立地条件

(ｱ)　敷地面積

約１．３ヘクタール

(ｲ)　都市計画制限等

a	都市計画区域	:	市街化区域
b	用途地域	:	工業専用地域
c	防火地域	:	指定なし（建築基準法の第22条区域に該当）
d	高度地区	:	第４種高度地区（高さの最高限度31m）
e	建ぺい率	:	60%以下
f	容 積 率	:	200%以下
g	都市施設	:	汚物処理場・ごみ焼却場

イ　その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、要求水準書において示す。

ウ　施設規模

本件施設は、年間処理量 84,388t/年を処理できる能力を有すること。施設規模については、施設規模は、315t/日（105t/日×3系列）とする。なお、施設規模については、平成20年10月22日に公表した実施方針における内容から変更となっているので留意すること。

エ　高効率発電施設の整備

平成21年4月現在、環境省にて検討中の高効率発電施設の交付要綱に従い、発電効率は18.5%以上とすること。

(3)　民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

ア　事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、民間事業者は特別目的会社を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ　し尿処理施設の解体・撤去業務

建設請負事業者は、添付資料２に示す、し尿処理施設の解体・撤去を行う。

ウ　設計・施工業務

(ｱ)　建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、本件施設の設計・施工業務を行う。

(ｲ)　施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

(ｳ)　施工範囲の詳細は、要求水準書に示す。

(ｴ)　本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本件施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

エ　運営業務

(ｱ)　運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物を受け入れ、募集要項に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。

なお、その際に、本件施設の運営業務として運転維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務、環境影響管理業務等を行う。

(ｲ)　運営事業者は、焼却処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、本件施設で利用し、電力会社等に売電することとする。

なお、売電収入及びＲＰＳ証書の販売に係わる収入は、運営事業者に帰属する。

(ｳ)　運営事業者は、本件施設の所内と市が建設を計画している余熱利用施設等に蒸気又は温水を供給する。

(ｴ)　運営事業者は、本件施設の見学希望者等については市と連携して適切な対応を行う。

(ｵ)　運営事業者は、焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行う。また、集じん器、ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（以下「飛灰」という。）の全量を資源化する。

(ｶ)　処理不適切などの発生量を抑制する。系外で処理する必要のある処理不適物については、市が指定する場所への運搬を行う。

オ　運営業務終了時の引継業務

市は、事業期間終了後も本件施設を継続して利用することを予定している。したがって、本件施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。ただし、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎをするため、建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行う。

a　本件施設の運転、維持管理及び補修に必要な以下の書類等の整備、提示（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表等）

b　市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務

ｃ　本件施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力の実施

ｄ　本件施設の精密機能検査等

(4)　市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア　用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ　環境影響評価の実施

市は、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施する。

なお、運営事業者は、「環境影響予測評価書」の内容を遵守すること。

ウ　処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

エ　本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

なお、監視に関する基本的な考え方をモニタリング基本計画書において示す。

オ　住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

カ　施設見学者への対応

市は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。

なお、運営事業者は、必要な資料の作成等の協力を行うこと。

キ　建設費及び業務委託費の支払い

市は、平塚市財務規則に基づき、建設費を建設請負事業者へ、業務委託費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

ク　その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

５　事業者の審査及び選定

市は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から、公募型プロポーザル方式により、公募に参加する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）を募集する。

事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることについて、段階的に実施する。

(1)　審査及び選定の手順

事業者の審査及び選定は添付資料４の手順で行う。各段階の審査に関しては、審査委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者等を決定する。

ア　第一次審査

市は、応募者から提出された第一次審査のための申請書類により、７－(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」に照らした参加資格要件の確認を行う。

参加資格要件を満たすことが確認された応募者が多数の場合、市は、「第一次審査の審査基準」（別紙１）に基づき、本審査に参加できる応募者を４者程度選定することがある。

なお、選定した場合には、その結果は、応募者に通知するとともに、公表する。

イ　対話の実施

市は、民間事業者における市の意図の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮を目的として、第一次審査を通過した応募者（以下「第一次審査通過者」という。）と対話を行う。

ウ　本審査

(ｱ)　形式審査

形式審査は、第一次審査通過者が提出する技術提案書及び事業計画書等（以下「応募書類」という。）について、市の要求する性能要件を満足するものであること等について審査を行う。

これらを満たすことが確認された第一次審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

(ｲ)　非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募書類について評価を行う。

なお、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。

価格審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格の範囲内にある場合に合格とし、合格した者について評価を行う。

(ｳ)　総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格審査に基づく総合的な評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する。

(2)　募集及び選定スケジュール

募集要項（第一次審査用）の公表後、優先交渉権者の決定までのスケジュールは概ね次のとおりである。なお、4 月 10 日に公表する要求水準書、事業契約書案に対する質疑は、募集要項（本審査用）に対する質疑とあわせて、6 月 9 日に受け付けるものとする。また、募集要項（第一次審査用）及び募集要項（本審査用）の構成等については、６の募集要項以降を参照のこと。

ア　募集要項（第一次審査用）の公表	平成 21 年 4 月 10 日
イ　募集要項（第一次審査用）説明会の開催	平成 21 年 4 月 16 日
ウ　公募説明書（第一次審査用）に対する質疑の提出期限	平成 21 年 4 月 22 日
エ　公募説明書（第一次審査用）に対する質疑への回答	平成 21 年 5 月 8 日
オ　第一次審査申請書の受付締切	平成 21 年 5 月 20 日
カ　第一次審査の実施	平成 21 年 6 月 1 日
キ　第一次審査の結果の通知	平成 21 年 6 月 2 日
ク　募集要項（本審査用）の交付	平成 21 年 6 月 2 日
ケ　募集要項（本審査用）に対する質疑の提出期限	平成 21 年 6 月 9 日
コ　募集要項（本審査用）に対する質疑への回答	平成 21 年 7 月 1 日
サ　対話用資料の提出	平成 21 年 7 月 8 日
シ　応募者との対話	平成 21 年 7 月
ス　応募書類提出	平成 21 年 9 月
セ　総合評価の実施	平成 21 年 9 月～11 月
ソ　優先交渉権者の決定	平成 21 年 11 月

＊上記スケジュールは、市の都合により変更することがある。

(3)　選定委員会の設置

市は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「(仮称) 次期

環境事業センター整備・運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員は、以下のメンバーとする。

委 員 長　田中　勝(鳥取環境大学環境マネジメント学科　教授)
副委員長　寺嶋　均(社団法人全国都市清掃会議　技術顧問)
委　　員　大江　俊昭(東海大学工学部エネルギー工学科　教授)
委　　員　野本　修(西村あさひ法律事務所　弁護士)
委　　員　中戸川　崇(平塚市　副市長)
委　　員　吉川　重雄(大磯町　副町長)

6　募集要項

(1)　募集要項の構成

募集要項は、次のアからウまでの書類により構成される。これら書類は応募書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

ア　公募説明書(第一次審査用・本審査用)
イ　要求水準書
ウ　契約書案
(基本契約書案、建設工事請負契約書案、運営業務委託契約書案、輸送業務委託契約書案、セメント原料化業務委託契約案)

(2)　募集要項(第一次審査用)の公表

(1)で示した募集要項のうち、公募説明書(第一次審査用)、要求水準書、契約書案(以下「募集要項(第一次審査用)という。」及び様式集(第一次審査用)を次のとおり公表する。

ア　公表日:平成21年4月10日(金)
イ　方　法:市のホームページにおいて公表する。

(3)　募集要項(第一次審査用)説明会

本事業に応募を希望する代表企業を対象に、募集要項(第一次審査用)に関する説明会を4月16日(木)13時30分から、環境事業センターで行う。また、事業予定地の見学会を、募集要項(第一次審査用)に関する説明会に引き続いて実施する。

参加を希望する企業は、4月15日(水)15時までに、担当部局へ事前に電話連絡すること。参加人数は代表企業ごとに3名までとする。

なお、説明会当日は募集要項(第一次審査用)及び様式集(第一次審査用)を持参すること。

(4)　募集要項(第一次審査用)に対する質疑・回答

募集要項(第一次審査用)及び様式集(第一次審査用)に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

ア　質疑の受付及び回答スケジュール

(ｱ)　提出期限

a　公募説明書(第一次審査用)、様式集(第一次審査用)については平成21年4月22日(水)17時

b　要求水準書、契約書案については、平成21年6月9日(火)17時

(ｲ)　回答期限

a　公募説明書（第一次審査用）、様式集（第一次審査用）については平成21年5月8日（金）

b　要求水準書、契約書案については、平成21年7月1日（水）

イ　質疑の方法

質疑のある者は、「質疑書」（様式第1号）に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。なお、要求水準書、契約書案に対して質疑を行う際の様式集は、第一次審査通過者に交付する様式集（本審査用）において提示する。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

ウ　回答方法

質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質疑に関しては、今回公表する募集要項等に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らないものとする。

(5)　募集要項（本審査用）の交付

(1)で示した募集要項のうち、公募説明書（本審査用）等関連する書類（以下「募集要項（本審査用）」という。）、様式集（本審査用）を第一次審査通過者に対して交付する。

(6)　募集要項（本審査用）等に対する質疑・回答

募集要項（本審査用）、様式集（本審査用）、要求水準書、契約書案に対する質疑・回答は、第一次審査通過者を対象として実施する。

なお、質疑・回答の具体的な方法については、公募説明書（本審査用）に示す。

7　応募者の参加資格要件

応募する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、第一次審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件をすべて満たすこと。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、4(2)に掲げる業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員、協力会社」という。）によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

なお、応募企業又は構成員は、特別目的会社に出資するものとする。

イ　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ　応募グループにあっては、本件施設のプラント部分の設計・施工を行う企業、本件施設の運営を行う企業を構成員として定めること。また、本件施設の建築部分の設計・施工を行う企業、焼却残渣の有効利用先まで輸送する企業、セメント原料化等の焼却残渣の有効利用を行う企業については、構成員又は協力会社として定めること。

エ　応募者は、応募に当たり、応募企業、構成員及び協力会社を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

オ　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

カ　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、焼却残渣の有効利用先まで焼却残渣を輸送する企業、セメント原料化等の焼却残渣の有効利用を行う企業については、この限りではない。

キ　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成員及び協力会社になることはできない。

ク　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2)　応募者の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社は、次の要件をすべて満たすこと。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。

(ｲ)　平塚市競争入札指名停止等措置要領（平成 17 年 10 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(ｳ)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

(ｴ)　本社、支店又は営業所等が平塚市内にある企業にあっては、市税に滞納がないこと。

(ｵ)　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

(ｶ)　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業である西村あさひ法律事務所又は当該受託企業と関連を持つものでないこと。なお、関連を持つものとは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員(取締役以上)を兼ねている企業をいう。

イ　代表企業

代表企業は、平塚市競争入札参加資格者名簿の営業種目の登録があること。更に企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が、最上位から 10 番目以内に位置すること、又は、市がこれに相当すると認めたものであること。

ウ　本件施設のプラント部分の設計・施工を行う企業

応募企業、構成員又は協力会社のうち、本件施設のプラント部分の設計・施工を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととする。

(ｱ)　同種類似の設計実績を有すること。

(ｲ)　平塚市競争入札参加資格者名簿に建築コンサルタントの営業種目の登録があり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。ただし、プラントメーカーが自ら行う場合については、この限りではない。

(ｳ)　施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても(ｱ)及び(ｲ)を満たしているものであること。

(ｴ)　清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有していること。

(ｵ)　1炉100t/日以上の規模で、平成21年3月31日現在でのべ3年以上の稼動実績を有する施設の納入実績があること。

(ｶ)　プラントの施工等のそれぞれの業種に関し、本工事に配置できる専任の監理技術者等を有すること。

エ　本件施設の運営を行う企業

応募企業、構成員又は協力会社のうち、本件施設の運営業務を担当する企業は、平塚市競争入札参加資格者名簿の営業種目の登録があること。

(3)　参加資格の喪失

応募者の応募企業又は構成員、協力会社が、応募書類の受付締切日までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

但し、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が第一次審査に影響を与えないなど公募手続の透明性、公平性を害さないと市が特に認める場合に限り、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

8　第一次審査

応募者は、提案する処理方式を定めた上で次に従って第一次審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1)　第一次審査申請書類の提出

応募者の代表企業（以下「参加表明者」という。）は、応募企業又は構成員、協力会社が、７.(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」を満足することを証明するため、「第一次審査申請書」及び参加資格確認資料（以下総称して「第一次審査申請書類」という。）を担当部局に提出しなければならない。

(2)　参加表明者が提出する第一次審査申請書類

第一次審査申請書類は以下のとおりとする。

ア　第一次審査申請書（様式第２号）

イ　応募者の構成（様式第３号）

ウ　契約構造（プロジェクト組織図）（様式第４号）

エ　委任状［代表企業への委任状］（様式第５号）

オ　委任状［代表企業内受任者への委任状］（様式第６号）

カ　代表企業の財務的信用力を証明する書類

キ　公募説明書（第一次審査用）７.(2)ウの(ｱ)、(ｲ)、(ｴ)に掲げる要件を満足することを証明する書類

ク　本件施設のプラント部分の設計・施工業務を行う企業が現場代理人として専任で配置する予定の技術者の経歴等（様式第７号）

ケ　本件施設の運営業務を行う企業が管理技術者として専任で配置する予定の技術者の経歴等（様式第８号）

コ　本件施設のプラント部分の設計・施工業務を行う企業の納入実績（様式第９号）

サ　公募説明書（第一次審査用）７.⑵エに掲げる要件を満足することを証明する書類

シ　本件施設の運転業務を行う企業の運転実績（様式第１０号）

ス　本事業実施に関するコンセプト書（様式第１１号）

⑶　本事業実施に関するコンセプト書

ア　本事業に関して、以下の事項に関するコンセプト書を 20 部提出すること。なお、容量はＡ４片面で 3 枚以内とする。

㈠　業務の実施体制に関する考え方

㈡　本事業の安定性・安全性の確保に関する考え方

㈢　施設の長寿命化・コスト削減に関する考え方

イ　様式第 11 号の記載枠内に記載すること。上記㈠～㈢を補完するため、図表、概念図等は最小限の範囲で使用できるが、表現はシンプルなものとすること。

　なお、具体的な施設形態を示す設計図、模型（写真）、完成予想図及びイメージ写真等は使用してはならない。

ウ　フォントの大きさは 10.5 ポイントとする。脚注等は 9 ポイントとし枠内の最後に記載すること。記載枠の大きさは変更することができる。

エ　コンセプト書の審査は匿名で行うので、企業名称が推定される用語の使用は禁止とする。

⑷　第一次審査申請書類の提出方法

　第一次審査申請書類は、郵送又は持参により、平成 21 年 5 月 20 日（水）17 時までに担当部局へ提出すること。

⑸　参加資格要件の確認方法

　応募者の参加資格要件の確認は、提出された第一次審査申請書類に対する書類審査により行う。

⑹　応募者の選定

　市は、７.⑵に掲げる「応募者の参加資格要件」を満たすことが確認された応募者が多数の場合、別紙１に定める「第一次審査の審査基準」に基づき、本審査に参加できる応募者を 4 者程度選定する。

　なお、選定に際しては、審査委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査には、「本件施設のプラント部分の設計・施工を行う企業が現場代理人として専任で配置する予定の技術者」、「本件施設の運営を行う企業が管理技術者として専任で配置する予定の技術者」の出席と主体的な応対を求める。

⑺　審査委員会によるプレゼンテーション審査

㈠　平成 21 年 6 月 1 日（月）に審査委員会によるプレゼンテーション審査を行う。

㈡　応募者の説明を 20 分、説明内容に関する質疑応答を 25 分とする。時間割等の実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

⑻　第一次審査結果の通知

　第一次審査の結果は、平成 21 年 6 月 2 日（火）に書面により各応募者へ通知するとともに、公表する。

９　対話の実施

⑴　対話の目的

市は、以下の考え方に基づき、第一次審査通過者と対面での個別対話を行う。

なお、手続きの詳細については、第一次審査通過者に示す公募説明書（本審査用）において示す。

ア　本事業の位置づけや市の意図の理解促進

本事業は、「循環型社会の実現に貢献すべき事業」として実施され、以下に示すコンセプトを有する。そのため、応募者が、市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案を作成できるよう、必要な情報を的確に伝える必要がある。

(ｱ)　安心・安全な処理体制の構築

(ｲ)　低炭素社会実現への貢献

(ｳ)　焼却残渣の有効利用・最終処分量の低減

(ｴ)　環境教育への貢献

(ｵ)　効率性の確保

(ｶ)　周辺環境・周辺地域への配慮

イ　要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することが必要になる。

⑵　対話の手続き

対話は、以下の手続きに基づいて実施する。

なお、対話内容と応募書類にて提出する提案書との整合性に留意すること。

ア　対話用資料の提出

(ｱ)　対話用資料に記載する内容

対話用資料に記載する内容は、以下のとおり。

ａ　応募者から市への確認事項

ｂ　市から応募者への確認依頼に対する回答

(ｲ)　複数案の提示

応募者は、市が提示した要求水準書の規定を実現した上で、質の向上に資する提案を行うための方法として、複数の案を提示し、要求水準未達の有無等に関する確認を行うことができる。

(ｳ)　代替案の提示

市は、上記に規定するとおり、応募者の提案が、創意工夫が反映された提案であり、事業内容を向上させる提案である場合、要求水準書の「変更可能な仕様」について、代替案を受け入れる。

市は、代替案に関して以下の事項等について検証を行う。

ａ　技術的妥当性の検証

ｂ　特定の事業者に有利となる等公平性阻害の有無の検証

ｃ　コスト削減効果の検証

(ｴ)　市からの確認依頼

市からの確認依頼事項を以下に示す。これら事項に関する説明資料を作成する

こと。

a　処理フロー（ごみ量、ごみの処理方法、焼却残渣の有効利用方法、余熱利用方法等を記載。適正処理困難物の種類を記載。）

b　配置・動線計画

c　設計・建設期間の工程（試運転、性能試験、教育訓練に関する工程を明記。既存施設の解体・撤去に関する工程を明記。）

d　啓発機能の向上に向けた工夫（見学者対応、環境団体への協力方法）

(ｵ)　**提出方法**

対話用資料は、郵送または持参により、平成21年7月8日（水）17時までに担当部局へ提出すること。

なお、提出部数は、正本1部、副本（正本のコピー）3部とする。また、ファイリングする等整理の上で提出すること。また対話出席者名については、添付資料により、担当部局へ電子メールで送付すること。

(ｶ)　**対話用資料作成に当たっての留意事項**

対話用資料作成に当たっては、以下に留意すること。

a　対話用資料に関する内容・体裁・容量は、原則として応募者の提案に委ねるが、限られた対話機会において有効な対話が実現可能な資料とすること。

b　時間内での説明、確認、協議が可能となるよう、分かりやすく、理解しやすさに配慮すること。

(3)　対話日程

ア　対話の実施日程

対話は以下の日程で実施する。

(ｱ)　平成21年7月中旬と下旬に、市と各応募者との間で個別対話を実施する。

(ｲ)　時間、場所等実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

(ｳ)　出席者については、10名を上限とする。

イ　主な対話事項

主な対話事項としては、以下を想定している。

(ｱ)　応募者からの確認事項に対する回答

(ｲ)　応募者からの複数案・代替案に関する確認

(ｳ)　市からの確認依頼に対する応募者からの回答

(ｴ)　要求水準未達の恐れがある事項に対する市からの指摘

(4)　対話の実施要領

ア　対話時の留意事項

(ｱ)　応募者間の協議を禁止する。違反した場合には当該応募者を失格とする。

(ｲ)　市は、応募者から提出された対話用資料及び対話の内容を他の応募者に開示しないものとする。

(ｳ)　対話時間は各応募者につき2時間とする。

(ｴ)　時間割等の実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

(ｵ)　対話の公平性、中立性の確保を目的として議事録を作成する。

(ｶ)　対話の過程で、提案の審査・評価は行わない。

(ｷ)　市が依頼する弁護士立会いのもと、上記の対話実施に関する規律を保持する。

イ　議事録の取扱い

(ｱ)　議事録については、競争性を阻害しないために、優先交渉権者決定前における

公表は避ける。

(ｲ) 議事録の公表に際しては、市の情報公開条例に則ることとする。また、ノウハウ等が含まれる可能性が否定しきれない場合に限り､応募者に議事録を確認する権利を与える。

１０ 応募書類の提出

(1) 応募書類の構成

対話終了後、第一次審査通過者は、市が改めて提示する本事業に関する事業条件（以下「最終公募条件」という。）に基づき、価格提案書を含む応募書類を提出する。

応募書類の構成は次のとおりとする。応募書類は、様式集（本審査用）に沿って作成するものとする。

ア 価格提案書

イ 技術提案書

ウ 非価格要素提案書

エ 事業計画書

オ 業務分担届出書

カ 委任状

(2) 応募書類の提出方法

応募書類各 10 部と CD-R／RW を(3)にしたがって持参により提出すること。市は、応募書類の提出に対して受領書を交付する。

なお、CD-R／RW には、応募書類の電子データを格納すること。また、CD-R／RW への格納の条件は次のとおりとする。

ア CD-R／RW：Windows フォーマット

イ 使用アプリケーション

(ｱ) 様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン

(ｲ) その他図面等は、pdf

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限：平成 21 年 9 月中旬

イ 提出場所：担当部局

(4) 応募の辞退

第一次審査通過者は、応募書類提出時まで随時応募を辞退することができる。本応募を辞退する場合は、その旨を記載した書面を担当部局に直接持参すること。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 応募参加資格がない者による応募

イ 第一次審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの

ウ 応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名もしくは押印のないもの

エ 応募書類が不足しているもの

オ ２通以上の価格提案書を提出したもの

カ 他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をしたものに係る応募

キ 価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

ク 一定の金額で価格を表示していないもの

ケ　応募について不正な行為があったとき

コ　その他応募に関する条件に違反したとき

(6)　**応募に当たっての留意事項**

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、応募者が 1 社となった場合等、市が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

(7)　**応募書類の修正等の禁止**

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。但し、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことがある。

１１　本審査

市は、「本審査の審査基準」（別紙２）に基づき、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(1)　**形式審査**

市は、以下について形式審査を行う。形式審査では、応募書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

ア　応募書類についての審査

(ｱ)　必要な書類がそろっているか

(ｲ)　書類間で整合しているか

イ　技術提案と要求水準及び提案金額内訳との適合性等の確認

(ｱ)　すべての業務について、要求水準を満たした技術提案がなされているか

(ｲ)　すべての業務について、技術提案と提案金額内訳が整合しているか

(ｳ)　すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

(2)　**非価格要素審査**

(1)の形式審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、「本審査の審査基準」（別紙２）に基づき、非価格要素について審査し、非価格要素点を算定する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。

(3)　**価格審査**

予定価格の範囲内にある最終審査対象者の提案価格を「本審査の審査基準」(別紙２）に定める価格点算定式により価格点に換算し、価格点を算定する。なお、提案価格が予定価格の範囲内にない最終審査対象者は失格とする。

(4)　**総合評価の実施・優先交渉権者の選定**

(3)で算定した価格点と(2)で算定した非価格要素点から「本審査の審査基準」（別紙２）に定める総合評価式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者によるくじ引きに付す。

市は、優先交渉権者と契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者

と特定事業契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

１２　想定価格

本事業の想定価格（建設費及び運営費）は次のとおりである。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

建設費　：　14,460,000 千円

運営費　：　14,300,000 千円

合　計　：　28,760,000 千円

１３　優先交渉権者決定後の手続き

(1)　交付金申請手続きへの協力

建設請負事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工、関連資料等の作成を行うこと。

(2)　契約内容の協議

市と優先交渉権者である応募企業又は構成員、協力会社は、基本契約を締結した後、建設請負契約、運営業務委託契約、輸送業務委託契約、セメント原料化処理業務委託契約の締結に向け、契約内容の協議を実施する。

なお、契約内容の協議は、契約書案に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。契約内容の協議の後、市は民間事業者と建設請負契約、運営業務委託契約、輸送業務委託契約、セメント原料化処理業務委託契約の締結を行う。

(3)　契約の締結

市は優先交渉権者と次のとおりの契約を順次締結する。

ア　基本契約

市と応募企業又は構成員、協力会社は、本事業の実施（本施設の設計・施工、し尿処理施設の解体・撤去及び運営）に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。なお、本基本契約に基づき、優先交渉権者は速やかに平塚市内に特別目的会社を設立する。

イ　建設請負契約

市と建設請負事業者は、下記(4)の規定に従い、本施設の設計・施工等業務に関する仮契約を締結する。本仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

ウ　運営委託契約

市と運営事業者は、本施設の運営業務の委託に関する契約を締結する。

エ　輸送業務委託契約

焼却残渣の有効利用を外部に委託する場合には、焼却残渣を有効利用先まで輸送する企業と輸送業務委託契約を締結する。

オ　セメント原料化処理業務委託契約

焼却残渣の有効利用を外部に委託する場合には、焼却残渣を有効利用する企業とセメント原料化処理委託契約を締結する。

(4)　建設請負契約の締結方法について

優先交渉権者が応募グループの場合、

市は、「本件施設のプラント部分の設計・施工を行う企業」と建設請負契約を締結する。「本件施設のプラント部分の設計・施工を行う企業」は、自らが担わない業務について、構成員、協力会社へ下請負する。

(5) 特別目的会社の設立

特別目的会社の設立及び運営に関し、特別目的会社の株主は、次の各号に定める事項を誓約すること。なお、詳細は契約書案に示す。

ア　特別目的会社の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととするが、構成員以外からの出資も認める。

イ　代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100分の50を超えるものとすること。

ウ　特別目的会社は、教育訓練開始日から事業期間を通じて資本金を 8 千万円以上維持すること。

エ　特別目的会社の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 号第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

オ　特別目的会社の株主は、市の同意を得て、特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。

カ　特別目的会社による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、特別目的会社が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし、当該債務保証の額は、当該年度の業務委託費の 30%を上限とする。

１４　契約保証金

建設請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。

なお、各々の契約に定める金額は、建設費の 10%以上、当該年度の運営業務委託費の 30%以上とし、詳細は契約書案で定める。

１５　その他

(1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本事業に関する対話以外のすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(3) 審査結果理由の説明請求

参加表明者は、各審査結果の理由について、市に説明を求めることができる。

ア　説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は 9 時から 17 時までとする。

イ　説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間中

の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

(4)　**提出書類の取扱い・著作権**

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本提案審査の目的以外には使用しない。

なお、提出書類は返却しない。

別紙１：第一次審査の審査基準

１　第一次審査の対象

７.(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」を満足することが確認された応募者を対象とする。

２　第一次審査の審査項目・配点

第一次審査の審査項目・配点を表１－１に示す。

表１－１　第一次審査の審査項目・配点

審査項目		配点
本事業の遂行体制	代表企業の財務的信用力	6
	本事業の建設を行う企業が現場代理人として専任で配置する予定の技術者の経歴等	7
	本事業の運営を行う企業が管理責任者として専任で配置する予定の技術者の経歴等	7
焼却施設の建設・運営実績	建設の実績	15
	運営の実績	15
本事業コンセプトの受けとめ方と事業への取り組む姿勢	建設事業実施体制（設計組織・施工組織、配置する技術者の能力等）についての基本的な考え方	10
	焼却施設の安全対策に係る設計方針	10
	焼却施設の安定稼動性と長寿命化に係る設計方針	10
	運営事業実施体制についての基本的な考え方	10
	ごみ処理コストの低減に対する基本的な考え方	10
合計		100

３　本事業の遂行体制に関する審査方法

本事業の遂行体制については、以下の事項について審査を行う。

(1)　代表企業の財務的信用力

代表企業の財務的信用力について、以下の事項に対して表１－２により点数を付す。

- 代表企業が取得している、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年 1 月 30 日大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）、又は長期債に関する格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）で平成 21 年 4 月 10 日時点のものとする。

表１－２　財務的信用力に関する評価点

発行体格付け		投資適格										投機的格付
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
	ムーディーズ	Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	A3	Baa1	Baa2	Baa3	Ba1～
	その他注)	AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+～
評価点		10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

注）日本格付研究所、格付投資情報センター、フィッチレーティングス、スタンダード・アンド・プアーズ

(2)　本件施設のプラント部分の設計・施工企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等

本件施設のプラント部分の設計・施工企業が、設計・施工業務期間において、現場代理人として専任で配置する予定の技術者の経歴等について、以下により点数を付す。

①　以下の式により、応募者AのP_Aを算定する。（実績1件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してP_Aを算定する。）

◆P_A＝Σ（実績×α×β）

● 実績：日本国内における焼却施設に係る管理技術者としての業務経歴等

● α　：規模に関する係数

αの値	焼却施設の規模
1.0	300ｔ/日以上
0.6	150ｔ/日以上300ｔ/日未満
0.3	30ｔ/日以上150ｔ/日未満
0.0	30ｔ/日未満

● β　：本事業への適応性に関する係数

βの値	評価	焼却施設の概要
1.0	・本事業への適応性が高い	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給を行う施設
0.6	・本事業への適応性がある	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給は行わない施設
0.3	・本事業への適応性が低い	・全連続式であり、発電設備の無い施設
0.0	・本事業への適応性が無い	・上記以外

②　以下の式により、応募者Aの本件施設のプラント部分の設計・施工企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等に関する得点を算定する。

◆応募者Aの得点＝配点×P_A／P_{MAX}

● P_{MAX}：応募者内での最高点

(3)　本件施設の運営企業が専任で配置する予定の技術者の経歴等

本件施設の運営企業が､教育訓練期間開始から性能保証期間終了後１年以上にわたり、管理責任者として専任で配置する予定の技術者の経歴等について、以下により点数を付す。なお、対象となる実績は、当該技術者が２年以上継続して従事した事業とする。

① 以下の式により、応募者ＡのM_Aを算定する。（実績１件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してM_Aを算定する。）

◆M_A＝Σ（実績×α×β）

● 実績：日本国内における焼却施設にかかる管理技術者としての業務経歴等

● α　：業務を行った期間の始期

αの値	業務を行った期間の始期
1.0	当該施設の供用開始後１年目まで
0.6	当該施設の供用開始後２年目～3年目
0.3	当該施設の供用開始後４年目以降

● β　：業務の種類

βの値	業務の種類
1.0	運転業務及び維持管理業務
0.6	運転業務のみ
0.3	維持管理業務のみ

② 以下の式により、応募者Ａの本件施設の運営企業が専任で配置する技術者の経歴等に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×M_A／M_{MAX}

● M_{MAX}：応募者内での最高点

４　焼却施設の設計・施工並びに運転実績

(1) 施設の設計・施工実績の審査方法

施設の設計・施工実績（提案する処理方式に限る）については、以下により点数を付す。

① 以下の式により、応募者ＡのＥ$_A$を算定する。（実績１件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してＥ$_A$を算定する。）

◆Ｅ$_A$＝Σ（実績×α×β）

● 実績：平成 11 年度～平成 20 年度の日本国内における焼却施設の納入実績
　　：応募企業、構成員、協力会社のうち当該施設の設計・施工業務において、主たる部分を実施する１社の実績

● α　：規模に関する係数

αの値	焼却施設の規模
1.0	300ｔ/日以上
0.6	150ｔ/日以上 300ｔ/日未満
0.3	30ｔ/日以上 150ｔ/日未満
0.0	30ｔ/日未満

● β　：本事業への適応性に関する係数

βの値	評価	焼却施設の概要
1.0	・本事業への適応性が高い	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給を行う施設
0.6	・本事業への適応性がある	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給は行わない施設
0.3	・本事業への適応性が低い	・全連続式であり、発電設備の無い施設
0.0	・本事業への適応性が無い	・上記以外

② 以下の式により、応募者Ａの施設の設計・施工実績に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×Ｅ$_A$／Ｅ$_{MAX}$

● Ｅ$_{MAX}$：応募者内での最高点

(2)　施設の運転実績の審査方法

施設の運転実績（提案する処理方式に限る）については、以下により点数を付す。

①　以下の式により、応募者ＡのO_Aを算定する。（実績1件毎に係数α、βを乗じた上で、合計してO_Aを算定する。）

◆O_A＝Σ（実績×α×β）

● 実績：平成11年度～平成20年度の日本国内における焼却施設の運転実績
　　　：応募企業、構成員、協力会社のうち当該施設の運転業務において、主たる部分を実施する1社の実績

● α　：規模に関する係数

αの値	焼却施設の規模
1.0	300ｔ/日以上
0.6	150ｔ/日以上300ｔ/日未満
0.3	30ｔ/日以上150ｔ/日未満
0.0	30ｔ/日未満

● β　：本事業への適応性に関する係数

βの値	評価	焼却施設の概要
1.0	・本事業への適応性が高い	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給を行う施設
0.6	・本事業への適応性がある	・全連続式であり、発電設備を有し、外部への電力供給は行わない施設
0.3	・本事業への適応性が低い	・全連続式であり、発電設備の無い施設
0.0	・本事業への適応性が無い	・上記以外

② 以下の式により、応募者Ａの施設の運転実績に関する得点を算定する。

◆応募者Ａの得点＝配点×O_A／O_{MAX}

● O_{MAX}：応募者内での最高点

５　本事業実施に関するコンセプト書の内容・プレゼンテーション

本事業実施に関するコンセプト書の内容・プレゼンテーションについて、表１－３に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行う。

表１－３　評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	非常に優れている	配点×100%
B	優れている	配点× 75%
C	普通	配点× 50%
D	やや劣る	配点× 25%
E	劣る	配点×　0%

別紙２：本審査の審査基準

１　総合評価点の算出

非価格要素と価格要素の評価値から以下の算式に基づき、総合評価点を算出する。

（総合評価点）＝（非価格要素点）＋（価格点）

「非価格要素点」及び「価格点」の合計によって総合評価点を算出し、提案価格が予定価格の範囲内の最終審査対象者のうち、上記において算出した総合評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

２　非価格要素点と価格点の割合

総合評価点は 100 点を満点とし、非価格要素点、価格点の比率は 60：40 とする。

３　非価格要素の点数化方法

(1)　評価項目と配点

評価項目と配点は表２－１のとおりとする。

表２－１　非価格要素の評価項目・配点

大項目	中項目	配点
１．プラント性能	処理システムの全体計画	９点
	提案技術の安全性・安定性を確保する方策	
	処理不適物の種類と対応等のごみ供給条件	
	ごみ質・ごみ量の変化への対応	
	トラブル発生時の対応方策	
２．運営能力	運転に関する計画	９点
	補修・更新に関する計画	
	ごみ質・ごみ量の変化への対応	
	トラブル発生時の対応方策	
３．低炭素社会実現への貢献	高効率な廃棄物発電機能による余熱利用	１６点
	廃棄物発電以外への積極的な余熱利用	
	CO_2排出削減等環境負荷の低減	
	環境負荷の少ないエネルギー利用の推進	
４．焼却残渣の有効利用・最終処分量の低減	焼却残渣の有効利用方法の適切性	６点
	有効利用方法の実現性、バックアップ体制	
５．環境教育への貢献	廃棄物処理の現場を身近に感じる施設設計	６点
	情報取得、閲覧貸し出し等環境教育の運営方法	
６．安定的な事業継続の確保	施設の設計・施工並びに運転実績	６点
	本事業の遂行体制	
	役割分担・リスク分担の考え方	
	事業収支計画及び財務的支援体制	
７．周辺環境・周辺地域への配慮	周辺環境への影響、環境負荷を最小限化する方策	８点
	周辺地域の景観と調和するデザイン・配置	
	地域活性化への貢献	
合　計		６０点

(2)　評価の方法

各応募者の提案内容について、各項目に関して表２－２に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

表２－２　評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	非常に優れている	配点×100%
B	優れている	配点× 75%
C	普通	配点× 50%
D	やや劣る	配点× 25%
E	劣る	配点× 0%

４　価格点の点数化方法

価格点の点数化は、価格提案書に記載された提案価格について、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において現在価値換算は行わない。

（価格点）＝（応募者内での最低価格／提案価格）×40 点

（例）応募者Ａの提案価格 40,000 百万円、応募者内での最低提案価格 32,000 百万円の場合

◆応募者Ａの価格点＝（32,000／40,000）×40 点＝32 点

５　総合評価点の算出

非価格要素点、価格点が算出された後、応募者の総合評価点を算出する。

（例）非価格要素点：35.0 点、価格点：32.0 点の場合

◆総合評価点＝非価格要素点＋価格点＝35.0＋32.0＝67.0 点

添付資料１　：　事業予定地位置図

添付資料２　：　解体・撤去対象建築物等の位置図

凡　例

事業予定地（約１．３ｈａ）

市境

都市計画決定範囲（平塚都市計画汚物処理・ごみ焼却場平塚市大神清掃作業所約 3.79ha）

注）本図における構成員の構成は一例である。

添付資料４　：　事業者の審査及び選定手順